

(平成22年2月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1件

国民年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの期間、50年1月から同年3月までの期間及び51年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から同年3月まで
② 昭和50年1月から同年3月まで
③ 昭和51年1月から同年3月まで

申立期間当時は、両親と同居しており、20歳になった時に父親が私の国民年金への加入手続きを行い、父親が、父親自身、母親及び私の家族3人分の国民年金保険料を納付していた。母親から「家族の保険料は父親が役場で納付していた」と聞かされているので、自分の保険料だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間はそれぞれ3か月と短期間である。

また、申立期間当時に申立人と同居していた申立人の両親は、国民年金制度準備期間中の昭和35年10月1日に国民年金の被保険者資格を連番で取得し、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人の両親の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、申立人の主張どおり、国民年金手帳記号番号は、申立人が20歳となった昭和47年*月に払い出されている上、町が保管する申立人の納付記録により、申立人は、申立期間①前の期間である47年5月から48年12月までの期間、申立期間②前の期間である49年4月から同年12月までの期間及び申立期間③前の50年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料を、それぞれ現年度に納付していたことが確認できることから、納付意識が高く、申立期間の前後の期間の保険料を現年度納付し

ていた申立人の父親が、申立期間の保険料だけを納付しない事情は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間③後の昭和 51 年度保険料を、婚姻後の昭和 53 年 2 月 16 日に過年度納付していたことが確認できるが、53 年 2 月時点で申立期間③が未納の記録とされていたとすれば、申立人は、その時点で時効が成立していなかった申立期間③を先に過年度納付していたものと考えられることから、申立人が 51 年度保険料を過年度納付した 53 年 2 月時点では、申立期間③は納付済みであったものと推察される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年4月から51年3月まで

私は昭和48年4月から51年3月までA事業所に勤務し、退職後は54年4月に結婚するまで実家で家業を手伝っていた。

私の国民年金については、私が結婚する前に、母親が役場で加入手続を行い、その時に、未納分の国民年金保険料をまとめて納付したと母親が言っているので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 台帳管理簿の記載により、申立人の国民年金手帳記号番号は、第3回特例納付（昭和53年7月から55年6月まで実施）実施期間中の昭和54年1月22日に払い出されていることが確認でき、申立人はこのころ国民年金の加入手続を行い、50年4月1日に^{さかのぼ}遡って国民年金の被保険者資格を取得したと推察されるところ、被保険者台帳の納付記録によれば、申立期間後の51年4月から53年3月までの期間の国民年金保険料が、同日に^{そきゅう}遡及納付されており、加入手続時に国民年金保険料をまとめて納付したとする申立内容と符合するとともに、当該期間の保険料が納付された時点においては、特例納付によらなければ時効によって納付できない期間も含まれており、収納事務に不合理な点がある。

2 また、申立人のオンライン記録は、平成20年9月に、申立人が社会保険事務所（当時）に期間照会を行うまで、申立期間後の昭和51年4月から53年3月までの期間が、未納と記録されていたことが確認でき、行政側の記録管理に不手際があったものと認められることから、申立人が主張するとおり、加入手続時において申立期間についても納付があったとみるのが適当である。

3 一方、申立人は昭和 48 年 4 月から 51 年 3 月までの期間については、共済組合の組合員であり、国民年金被保険者とはなり得ないところであるが、申立期間は現在も国民年金の被保険者期間とされている上、当該組合員であった期間は、退職一時金が全額支給されていることから年金額の計算の基礎とはならず、年金給付が行われないことなどを踏まえると、申立期間が被保険者となり得ないことのみを理由に、その被保険者資格を認めず納付済期間にしないのは信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 3 月

申立期間の国民年金保険料を追納した際に交付された領収証書を所持しているため、申立期間の国民年金保険料の納付が免除されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収証書により、申立人が申立期間の国民年金保険料を平成元年 3 月 7 日に追納していたことが確認できる。

また、申立人は、免除期間であった、昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料を、61 年 6 月 24 日から平成元年 3 月 7 日までの間に 11 回にわたり追納しており、当時、申立人が申立期間を含む免除期間のすべてを追納する意思を有していたことは明らかである。

さらに、申立人は、納付期間を昭和 60 年 11 月から 61 年 1 月までとする領収証書を所持しており、その領収証書に記載の金額は 2 か月分の保険料を追納した場合の額に相当するものであるが、当該領収証書は申立人が届出した追納の申出書に基づいて当時行政庁が真正に作成したものと認められ、納付した金額に不足があれば、その差額は当然納付していたと考えるのが自然である。

加えて、申立期間は 1 か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間については、国民年金保険料をすべて納付していることを踏まえると、申立期間が免除となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から56年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月から56年9月まで
20歳になった時に、父親に勧められ、私がA市役所で国民年金に加入手続した。申立期間の国民年金保険料は、毎月、納付書によりA市役所で納付していたので、申立期間が未加入・未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付方法について、毎月、納付書により納付していたと申し述べるだけで、当時の保険料額や納付時期等の保険料納付に係る記憶は曖昧であり納付状況が明らかでない。

また、申立期間のうち、婚姻後の昭和50年9月から56年9月までの期間について、申立人の夫は厚生年金保険の被保険者であることから、当該期間においては任意加入対象期間となるが、オンライン記録によれば、申立人は申立期間後の56年10月27日に国民年金に任意加入していることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、制度上、加入手続を行った時から遡って国民年金の被保険者にはなり得ず、保険料を遡及納付することはできない。

さらに、仮に申立人が昭和56年10月以前に国民年金に加入手続し、申立期間の国民年金保険料を納付していたとすれば、この時期に改めて国民年金手帳記号番号が払い出されることは無かったものと推察される。

加えて、申立人が供述する申立期間当時の国民年金保険料の納付方法は、当時のA市における収納事務と符合しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。